

中央家畜衛生通信

第108号 令和8年2月発行 岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目 次

- ・韓国で口蹄疫が発生 ～症状と侵入防止対策を再確認しましょう～ 1
- ・家畜飼養者の方へ『令和8年定期報告』の提出案内を発送しました。 2
期日までにご提出をお願いします。
- ・岩手県内における2022～25年の野生いのししの豚熱ウイルス浸潤調査結果 3
- ・豚熱清浄化ロードマップ ～豚熱のない未来へ～ 4

韓国で口蹄疫が発生 ～症状と侵入防止対策を再確認しましょう～

大家畜課防疫担当

2026年1月、韓国で9か月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。中国などアジア諸国でも継続的に発生しており、国内への侵入リスクは高い状況にあります。

畜産関係者の皆様におかれましては、本病の特徴を再確認し、侵入防止対策の徹底及び早期摘発に向けた監視強化をお願いします。

1 口蹄疫とは

牛や豚等の偶蹄類に感染するウイルス性の伝染病です。伝播力が極めて強く、感染動物との接触のほか、ウイルスに汚染された車両、器具、人等を介して感染が急速に拡大します。

日本では、家畜伝染病予防法に基づき、発生時には、**患畜等の殺処分**や**周辺農場の移動制限**等の厳格な防疫措置が実施されます。

2 本病の症状

発熱（39℃以上）や食欲不振に始まり、**泡沫状の流涎**が見られるほか、**口腔内（舌・歯茎）や蹄部、乳頭に水疱やびらん**が形成されます。これらの症状に伴い、歩行や起立を嫌がり、跛行が認められることもあります。（写真：2010年宮崎県事例 農林水産省 HP より）



泡沫状の流涎（牛）



舌のびらん（牛）



蹄冠部のびらん（豚）

上記のような症状を発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所へ通報してください。

3 侵入防止のための防疫対策

口蹄疫の侵入を防ぐためには、日常的な衛生管理を徹底することが重要です。特に、農場に入りする車両や人、器具等を介した病原体の持込みに注意が必要です。

全ての薬剤が口蹄疫ウイルスに対して有効というわけではありません。**ヨウ素系、塩素系、アルデヒド系が有効**である一方、**逆性石鹼やアルコールは効果がありません**。

また、消毒薬は糞便や土等の有機物が付着していると、効果が大幅に低下します。このため、長靴等は水洗いにより「汚れ」を十分に除去した上で、踏込消毒槽を使用してください。

このほか、発生地域への不要不急の渡航は控えるようお願いします。

家畜飼養者の方へ『令和8年定期報告』の提出案内を発送しました。
期日までの提出をお願いします。

大家畜課衛生担当

家畜の所有者は、毎年、家畜の飼養状況や衛生管理状況等を都道府県知事に報告する必要があります。

2月1日時点における家畜の飼養状況を報告様式に記入し、提出をお願いします。
なお、家畜の飼養をやめた方は、家畜保健衛生所までご一報ください。

1 家畜の種類と提出期限

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし ⇒ 4月15日 締切
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥
⇒ 6月15日 締切

2 報告事項

具体的な報告事項は次のとおりです。

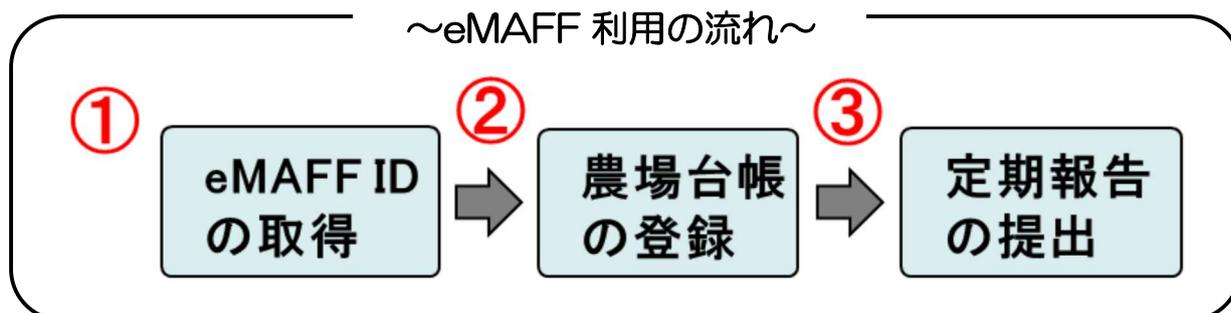
- (1) 基本情報の報告書（2月1日時点）
 - (2) 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
 - (3) 飼養衛生管理基準の添付書類（前年度と変更がなければ、省略可能）
- ※ 次の小規模飼養者に該当する場合は、(2)及び(3)の報告は不要です。

小規模飼養者

- ① 牛、水牛、馬 : 1頭
- ② 鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 6頭未満
- ③ 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満
- ④ エミュー、だちょう : 10羽未満

3 定期報告は電子申請が可能

定期報告は農水産省共通申請サービス(eMAFF: <https://e.maff.go.jp/GuestPortal>)
上で行えるようになりました。電子申請を行う場合は、eMAFF ID の取得が必要となります。



eMAFF の仕様や手続きに関することは、家畜保健衛生所で回答することはできません。
不明点等については、eMAFF 専用のコールセンターにお問合せください。

コールセンター：0570-550-410

従来通り、書面（お送りした様式）での報告も受け付けます。
期限はまだ先（4月、6月）ですが、提出をお忘れなく！

岩手県内における 2022～25 年の野生いのししの豚熱ウイルス浸潤調査結果

病性鑑定課

豚熱は、豚熱ウイルス（CSFV）による豚といのししの病気であり、家畜伝染病予防法により家畜伝染病に指定されています。2018年以降、国内の養豚場で本病が断続的に発生し、野生いのししが感染源として疑われています。岩手県では関係機関と連携し、野生いのししを対象とした経口ワクチンの散布と、CSFV浸潤調査を実施しています。

2022年～25年に県内で捕獲された野生いのしし2,075頭のCSFV浸潤調査の結果、**遺伝子陽性（感染）率**は12.2%（254頭）でした。経口ワクチン散布エリアで捕獲された690頭のうち、**抗体陽性（免疫）率**は47%（330頭）でした。

右図は、野生いのしし検体のCSFV遺伝子検査結果を地図にプロット（●陽性、●陰性）したものです。感染個体は、2022年度には北上盆地周辺でのみ認められていたのに対し、2023年以降、徐々に北及び東方に拡大し、現在は県内全域に散在して認められます。

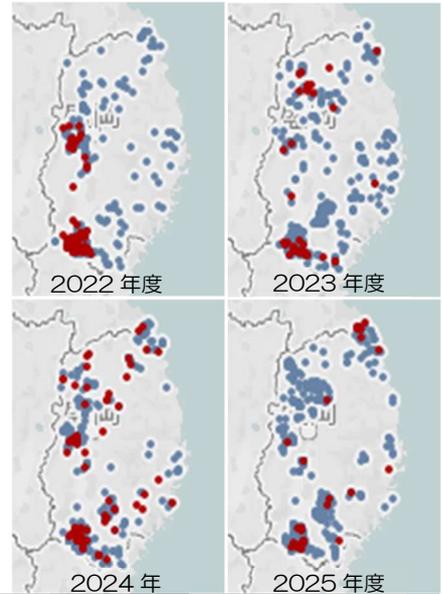
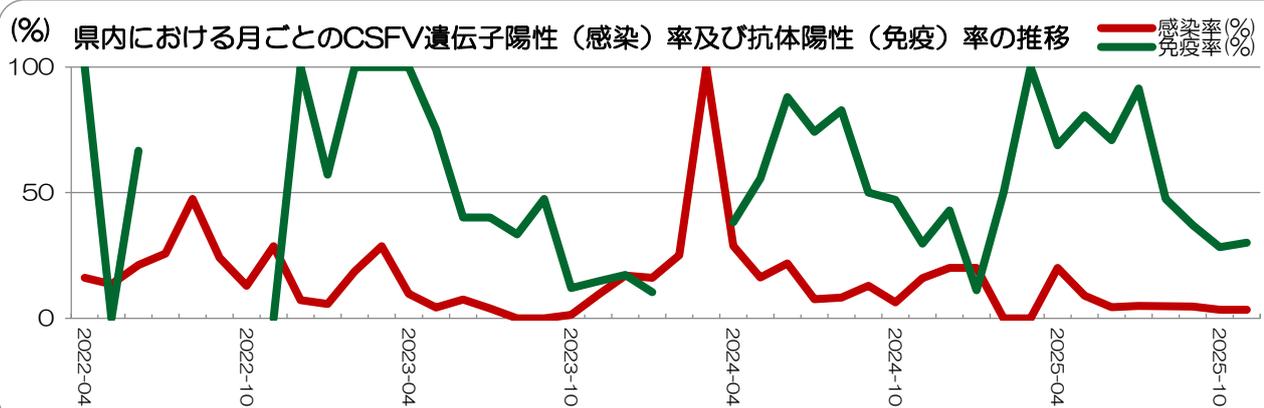


図 野生いのしし検体の CSFV 遺伝子検査結果（農水省 HP）



グラフは、月ごとの**感染率**及び**免疫率**の推移を示します。**感染率**が上昇した数か月後に**免疫率**が上昇し、**免疫率**が低下すると再び**感染率**が上昇するサイクルが認められます。このことから、CSFVのまん延により集団免疫を獲得すると感染が抑えられ、集団免疫が維持されなくなると、再び感染が拡大する現象を繰り返すことが考えられました。

2023年冬～24年春には、**免疫率**が低下し**感染率**が上昇しました。同時期には、県北地域においてCSFV感染いのししが多く確認され、2024年5月末には、県北地域の養豚場に本病が発生しました。地域のいのししにおける**免疫率**の低下と**感染率**の上昇が認められた際は、養豚場への本病侵入リスクが特に高まることが考えられました。

2025年は**免疫率**が高く、**感染率**が低く推移していますが、**免疫率**が徐々に低下傾向にあります。今後、野生いのしし感染の再拡大に伴う養豚場への侵入リスク上昇が懸念されます。また、特定の地域を中心に感染いのししが継続的に確認されており、野外には常にCSFVが存在していることがうかがえます。引き続き養豚場におけるCSFV侵入防止対策及び飼養豚への確実なワクチン接種が重要です。

岩手県及び全国の野生いのししのCSFV感染状況は、以下のHPに公開されています。

岩手県 HP

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/chikusangijutsu/1043992/index.html>

農水省 HP

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html

豚熱清浄化ロードマップ ～ 豚熱のない未来へ ～

中小家畜課

昨年6月、豚熱清浄化への道筋を示す「豚熱清浄化ロードマップ」が農林水産省により策定されました。当面の目標として2050年までに国際的な「豚熱清浄国ステータス取得」を目指すもので、野生いのしし対策を推進しつつ、飼養豚の清浄化を進める計画です。

現在（0期）は、ワクチン抗体と感染抗体とを識別できるワクチン（マーカーワクチン）の実用化までの準備期間ですが、全国一斉に以下3つの対策を徹底することが重要となりますので、養豚農場におかれましては、引き続き、バイオセキュリティの強化とともに、ワクチンの適期接種に御協力をお願いいたします。

- ☑効果的なワクチン接種 ワクチンの適期接種や他の疾病（PRRS、PCV2等）のコントロール
- ☑飼養衛生管理の徹底 野生動物の侵入防止（防護柵等）、病原体侵入の阻止等
- ☑野生いのしし対策 経口ワクチンの散布及び捕獲による野外環境のウイルス量低減

豚熱清浄化ロードマップの概要

現在	0期	マーカーワクチンの実用化	【全国一斉にⅠ期に移行】
	Ⅰ期	マーカーワクチンに切り替え	【地域ごとにⅡ期に移行】
2035年頃	Ⅱ期	感染抗体陽性豚をゼロにする	【地域ごとにⅢ期に移行】
2045年頃	Ⅲ期	清浄国ステータス取得要件への適合	【全国一斉にⅣ期に移行】
2050年頃	Ⅳ期	清浄国ステータス維持 野生いのししの豚熱清浄化の後に飼養豚へのワクチン接種中止	

※ ロードマップは、豚熱の発生状況の変化、科学的知見等により随時見直されます。

豚熱清浄国ステータス取得の要件

- ① 過去12か月間、飼養豚で豚熱の発生がないこと
- ② ワクチン接種豚と感染豚を区別する手法がない場合、過去12か月間、飼養豚へのワクチン接種が行われていないこと（マーカーワクチンが実用化されワクチン抗体と感染抗体を区別する検査が実施可能になれば、この要件はクリア可能）
- ③ 過去12か月間、飼養豚でサーベイランスが実施されていること
- ④ 感染野生いのししが国内に存在する場合、飼養豚と野生いのししの群が適切な措置により隔離されていること

< お問い合わせ先 >

○岩手県中央家畜保健衛生所

電話：019-688-4111 / FAX：019-688-4012

ホームページ：<http://www.pref.iwate.jp/nougyou/desaki/chuuou/index.html>

または「岩手県中央家畜保健衛生所」で検索してください

○沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

電話：0193-64-2214 / FAX：0193-64-5631

○岩手県中央家畜衛生協議会

電話・FAX：019-688-4015